

2003.12.10：平成15年第4回定例会（第4日目）

議長（鈴木繁雄）

日程第二 議第三号 仙台中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

五十七番（植田耕資）

今回、日程第二の議第三号の問題について議長の見解をお伺いしたいと思いません。

仙台市議会では、代表質疑制度をとっております。この代表質疑制度というのは、提案された議案に対して各会派を代表して質疑することになっております。代表質疑は昨日で終わりました。きょう、私たちがこの議第三号について提案理由の説明を受けて……、聞くところによりますと、あしたの午前中までに質疑通告を出してくださいということです。普通、議案は調査するための期間というものが設けられております。代表質疑制度を無視するようなこのようなことを、議長はどうして許可されたのか、お考えをお聞きしたいと思います。

議長（鈴木繁雄）

お答えをいたします。

本日、十一時から開会をされました議会運営委員会におきまして、この議第三号として提案をされました議案の取り扱いについて、協議をいたしました。その結果、本日、このように本会議で提案説明をしていただき、そしてあすまでに質疑通告をいただいて、提案されたものに関して御質疑をいただくという取り運びにするということで議会運営委員会において決定をなされましたので、このように取り扱わせていただきました。

五十七番（植田耕資）

本会議に議案を上程するかどうかは議長の権限でございます。議運で決まったことに私は質問をしているのではなく、提案理由説明を受けてから検討する時間もないような条例案の提案というのは、極めて議会に対して不親切だと思います。そのことを問題にしているんです。しかも、今後こういうことが前例となりまして、代表質疑が終わってから、議運で条例案を提出することを諮ってオーケーになれば、次々とこういうことが起きてくる。こういうことを、議長はよしとするんですか。これは六十人の議員、各会派がそういうことをやり出したら、議会はもたないと思います。ですから、議事進行でお聞きしているん

です。議運でどう決まったとかという問題を私はお聞きしているのではないんです。議長の考えはどうなんですかということをお聞きしているんです。

議長（鈴木繁雄）

植田耕資議員の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

おっしゃること、御意見ごもつともだと思います。この件につきましては……、議員における議案の提案権がございますので、これは私は議長として受け付けをいたしました。その節には、やはり提案をするのであれば、もう少し早くに御提案をいただきたいということは提出者に対して申し上げたことはございます。その際に、提出者からのお話もございました。その件も含みおきまして、今回私は受け付けをさせていただきました。

植田議員のおっしゃるとおり、六十人の議員で構成されておりますこの議会で、やはり議案の提出、そういうことにつきまして、日程的なもの、また調査を含むもの、時間的なものを考えた場合に、やはり当然そこには時間の余裕というものが、また必要な時間というものを設定するのは当然のことだというふうに、それは私も理解をいたします。

しかし、今回の場合には提出者の方に、先ほど申し上げたように議案を受け取ったときからの時間というものが、実はいわゆる……、済みません、申しわけございません。提出者が当局の議案を受け取る、そしてまた、対案を提出すると、この時間も非常に少なかったことは事実でございます。そういうようなことで、議員の提案権というものを優先的に考えまして、私は受け付けた次第でございます。議員のおっしゃる時間がないということに関しましては、それは同感で、私も理解はいたしますけれども、ぜひ、この件は御了解をいただきたいというふうに私は思います。

五十三番（池田友信）

植田議員が言われたことは今回の件だけではなくて、議会としてこういう部分についてどう取り扱うのかという問題提起でありますから、今回、議長がこの議場で答弁をすることは、今後のことも含めて、十分意思統一をした中での見解を議事録に残すように、この発言は議事録に残りますから。したがって、ここで暫時休憩をして、議長としてしかるべき十分な意見を聴取しながら見解を述べて、皆さんに御了解をしていただくという議事の進め方の方が適切かと思っておりますので、よろしくお願いします。

暫時休憩をした方がいいかと思っておりますので、議長のお取り計らい、よろしくお願いします。

議長（鈴木繁雄）

申しわけございません。ちょっと整理をいたしてお答えをさせていただきます。

追加議案の提出の際のルールについては、議会運営委員会で検討の上、適切な措置を講じるよう今後考えていきたいというふうに存じます。本日の件につきましては、議運で取り扱いを決定済みでございますので、御了解を賜りたいと思います。